

# 葛城市の 個人情報保護制度

平成17年12月1日から葛城市個人情報保護条例が  
全面施行になりました。

個人情報		
氏名	住所	生年月日
性別	職業	学歴
家族構成	電話番号	メールアドレス
⋮	⋮	⋮



葛城市

## ? 個人情報とは

氏名・住所・性別・生年月日などから、その個人が誰であるかが識別できる情報を「個人情報」といいます。

個人の身体や病歴・職業・所得・資産・思想などに関する情報も、誰の情報かが分かる場合は「個人情報」になります。

## ? 個人情報保護制度とは

パソコンや携帯電話が普及し、たくさんの個人情報を利用したサービスが提供され、私たちの生活は大変便利になりました。

しかし、その一方で、行政や民間で、不適正な取扱いや管理によって個人情報が流出し、個人のプライバシーが侵害される事例が多発しています。

そのようなことのないように、市民の皆さんが安心して高度情報化社会の利便性を享受できるよう、この制度が設けられました。

## ? 葛城市の個人情報保護条例では

- ①市が個人情報の適正な取扱いを行うための基本的なルールを定めています。
- ②市が保有する個人情報について、市民の皆さんが、自分の個人情報を見たり、その情報の誤りの訂正や目的外利用の停止を要求することができます。





## 自己情報の開示請求

市が保有している情報のなかに自分に関する情報がある人が請求できます。  
なお、未成年者や成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求をすることができます。

### ▶ 請求書の提出

総務課に開示請求書を提出してください。運転免許証やパスポートなど、本人であることを証明する書類が必要です。



### ▶ 開示の決定

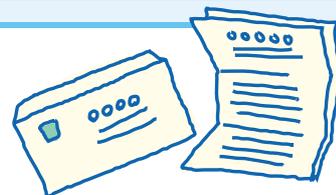
個人情報の開示請求は原則として15日以内に開示するかどうかの決定をします。



法律で開示してはならないとされている情報、開示請求者以外の個人情報、本人の生命、生活、財産を害するおそれがある情報など、すべての個人情報を開示することができない場合があります。

### ▶ 決定内容の通知

実施機関の決定内容を文書でお知らせします。



### ▶ 開示の実施

閲覧か写しの交付によって開示します。  
写しの交付は、実費を負担していただきます。（請求時と同様に、運転免許証やパスポートなど、本人であることを証明する書類が必要です。）





## 自己情報の訂正・利用停止請求

### 自己情報の訂正請求

開示を受けた自己情報の内容が事実でないと思うときは、正しく訂正するよう請求することができます。

### 自己情報の利用停止請求

開示を受けた自己情報について、収集の制限に違反して収集している場合は、その情報の消去を請求することができます。また、情報が目的以外に利用や外部提供されている場合は、利用や提供を停止するよう請求することができます。



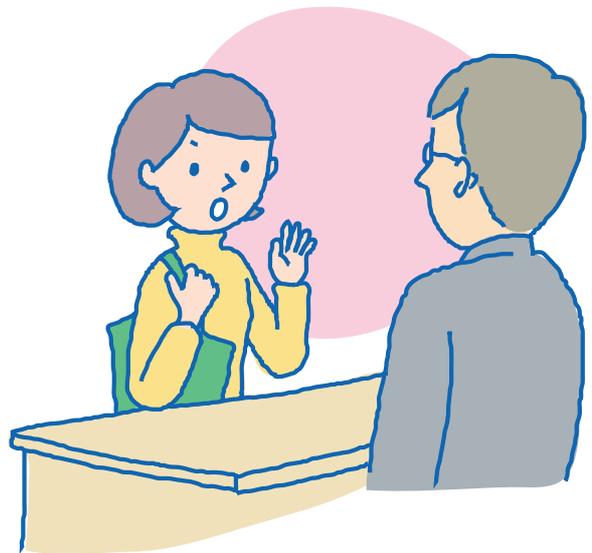
## 決定に不服があるとき

### 不服申立て

開示請求、訂正請求、利用停止請求に対して、開示等をしない決定があった場合、その決定に不服があるときは、「不服申立て」をすることができます。

不服申立てを受けた市長は、有識者で構成された「個人情報保護審査会」に諮問し、その答申をもとに改めて決定します。

訂正しない旨の決定、利用を停止しない旨の決定についても、同様です。





## 市が取り扱う個人情報の保護

市では、個人情報の適正な取扱いについて、次のように対応しています。

### 収集の制限

市が個人情報を収集するときは、取り扱う事務の目的を明確にし、必要な範囲内で、公正な手段により本人から収集することが原則です。

また、思想、信条や信教、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として収集しません。

### 利用・提供の制限

一定の例外的な場合を除き、収集した個人情報は、個人情報を取り扱う事務の目的以外には使用したり、外部に提供したりしないようにします。

### 適正な管理

市が保有する個人情報は、漏えいや滅失がないように適正に管理し、必要な保護措置をとります。

また、個人情報は正確で最新の状態に保ち、不要になったときは、速やかに廃棄又は消去します。

### 個人情報取扱事務目録の作成・閲覧

市がどのような個人情報を収集、保有、利用しているかを記録した「個人情報取扱事務目録」を作成します。この目録は、市政情報コーナー（総務課）で閲覧できます。

### 職員等への罰則

- ① 個人の秘密が記録された電子計算機処理の個人情報を正当な理由なく提供したときは、『2年以下の懲役又は100万円以下の罰金』に処せられます。
  - ② 業務に関して知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供又は盗用したときは、『1年以下の懲役又は50万円以下の罰金』に処せられます。
  - ③ 個人の秘密が記録された文書、図面、写真又は電磁的記録を、職権を濫用して、職務の用途以外の用に供する目的で収集したときは、『1年以下の懲役又は50万円以下の罰金』に処せられます。
- ①・②の罰則は、市から委託を受けた業務を行う法人等の従業者にも適用されます。



## 総合窓口の利用時間

**8時30分～17時15分**

(祝日、土・日曜日及び年末年始は休みです。)

## お問い合わせ

**葛城市役所 総務部 総務課**

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

**☎0745-69-3001**

**FAX 0745-69-6456**